

公印省略

3 観政第 1 6 0 3 号
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

各 位

福岡県商工部観光局観光政策課長

県制度融資における返済条件緩和措置の周知について（依頼）

本県の観光行政の推進につきましては、日頃から種々御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、依然として厳しい経済状況が続いている中小企業への資金繰り支援として、本県制度融資において、最長 3 年間、据置期間や返済期間の延長が可能となる返済条件の緩和措置を設けているところです。

つきましては、貴団体の会員である対象事業者に対し、当該措置の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 添付書類

- (1) 「県制度融資の既往債務に係る返済条件緩和措置について」
- (2) 「福岡県中小企業振興資金融資制度に係る特例措置申込書」

2 上記措置に関する問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課金融係

電話番号：092-643-3424

福岡県商工部観光局観光政策課 担 当：村崎 電 話：092-643-3419
--

県制度融資の既往債務に係る返済条件緩和措置について

1 対象となる中小企業

- ・借入過多等により追加融資や借換が困難な企業
- ・設備投資後に受注が減少し、資金繰りに支障をきたしている企業 等

2 対象となる資金

福岡県中小企業振興資金制度要綱第6条に定める各資金
(現在新規融資を行っていない旧資金を含む)

3 内容

(1) 返済猶予措置

制度融資既往債務について最長3年間の猶予
(「短期運転資金」については、最長1年間の猶予)

(2) 返済期間の延長措置

制度融資既往債務について最長3年間の延長
(「短期運転資金」については、最長1年間の延長)

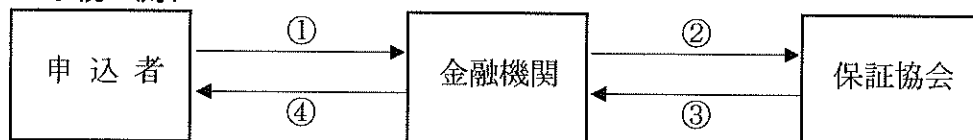
4 適用期間

令和4年3月31日まで

5 申込窓口

取扱金融機関の本・支店

6 手続の流れ



- ①融資金融機関に対し、「特例措置申込書」を提出
- ②金融機関が審査の上、返済猶予(返済期間延長)を認める場合は、保証協会へ依頼
- ③保証協会が審査の上、返済猶予(返済期間延長)を認める場合は、金融機関へ変更保証書を交付
- ④金融機関は契約変更の手続を行う

- ※ 上記措置を受けた場合、新たな協会保証付きの融資が受けられない可能性があります。
- ※ 県制度融資以外で、金融機関から複数の融資を受けている場合、上記措置の適用により、金融機関からの追加融資が困難になる可能性があります。

上記措置に関する問い合わせ先
福岡県商工部中小企業振興課金融係
電話：092-643-3424

福岡県中小企業振興資金融資制度に係る特例措置申込書

令和 年 月 日

取扱金融機関の長
福岡県信用保証協会会長 } 殿

所在地 _____
企業名 _____
代表者（記名押印又は署名） _____
TEL _____

平成21年6月25日付け経金第729号の通知に基づく福岡県中小企業振興資金融資制度に係る特例措置について申し込みます。

1 返済猶予措置

(1) 債務の内容

資金名		借入期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在の 借入残高		当初借入額	

(2) 返済猶予期間の設定

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 償還期間延長措置

(1) 債務の内容

資金名		借入期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在の 借入残高		当初借入額	

(2) 返済の方法

変更前	変更後

3 申込理由（経営の状況）及び今後の計画

(留意事項)

- ※ 今回の特例措置を受けた場合、新たな協会保証付きの融資が受けられない可能性があります。
- ※ 制度融資以外で、金融機関から複数の融資を受けている場合、今回の特例措置の適用により、金融機関からの追加融資が困難になる可能性があります。